

平成30年第1回滝川市議会定例会（第19日目）

平成30年 3月23日（金）

午前10時00分 開 議

午前10時44分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 4 議案第37号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 5 報告第 2号 監査報告について
 報告第 3号 例月現金出納検査報告について
日程第 6 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する要望意見書
 意見書案第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める要望意見書
 意見書案第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める要望意見書
 意見書案第4号 所有者不明の土地利用を求める要望意見書
日程第 7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三上 裕久 君	2番	堀 重雄 君
3番	館内 孝夫 君	4番	清水 雅人 君
5番	山本 正信 君	6番	安樂 良幸 君
7番	本間 保昭 君	8番	田村 勇 君
9番	井上 正雄 君	10番	水口 典一 君
11番	小野 保之 君	12番	渡邊 龍之 君
13番	木下 八重子 君	14番	山口 清悦 君
15番	柴田 文男 君	16番	荒木 文一 君
17番	関藤 龍也 君	18番	東元 勝己 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長 前田 康吉 君 副市長 千田 史朗 君
市教育長 山崎 猛 君 監査委員 宮崎 英彰 君

会計管理者	田湯宏昌君	総務部長	中島純一君
市民生活部長	舘敏弘君	保健福祉部長	国嶋隆雄君
産業振興部長	長瀬文敬君	産業振興部次長	南均君
建設部長	高瀬慎二郎君	建設部次長	山崎智弘君
市立病院事務部長	椿真人君	教育部长	田中嘉樹君
教育部指導参事	栗井康裕君	監査事務局長	加藤孝昭君
総務課長	鎌田清孝君	企画課長	深村栄司君
財政課長	堀之内孝則君		

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	次長	菊田健二君
書記	村井理君	次書記	壽永美和君

開議 午前10時00分

◎開議宣言

○議長 ただいまの出席議員数は、17名であります。

遅刻は館内議員であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において井上議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第2、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第1予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。木下委員長。

○第1予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります、審査の経過について若干の補足説明をさせていただきます。

第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案11件につきましては、3月15日から22日までの4日間にわたり特別委員会を開催し、延べ87名の委員から244問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決の結果、議案第1号、第14号、第15号、第19号、第22号から第26号まで、第30号、第32号、第33号の12件につきましては全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定いたしました。

なお、討論の際に会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚く御礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、議案第14号及び議案第15号、議案第19号、議案第22号から第26号まで、議案第30号、議案第32号及び議案第33号の12件について一括採決いたします

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第14号及び議案第15号、議案第19号、議案第22号から第26号まで、議案第30号、議案第32号及び議案第33号の12件については、いずれも第1予算審査特別委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。田村委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読されたとおりでございますが、審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号までの7件及び予算関連議案7件につきましては、3月15日から20日までの3日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ33名の委員から74間に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決の結果、議案第6号については賛成多数、議案第2号から第5号、第7号から第9号、第16号、第17号、第20号、第27号から第29号までの13件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものに決定したところであります。

なお、討論の際に会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました各委員並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚くお礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていましたので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ござりますか。館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、第2予算審査特別委員会に付託されました平成30年度土地区画整理事業特別会計を否とする立場で討論を行います。

まず初めに、大変に厳しい財政状況の中で市民生活を第一に行政運営に当たられました市長、理事者、職員の皆様に敬意を表します。土地区画整理事業特別会計については、既に工事が進み、完成が近いということで私は質疑は行いませんでしたが、以下の理由で反対をいたします。

1点目、都市計画では引き続き3丁目通りの踏切の立体交差化などを含み、時代に合わないこと、2点目、工場以外の住宅や店舗も建てられるといいますが、市内の空き地はふえる一方であり、時代に逆行していること、3点目、将来にわたる維持管理について、4点目、財政健全化計画の中での不要不急の観点から見て必要なないと思われたことです。

以上をもって日本共産党の討論といたします。

○議長 ほかに討論ござりますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第6号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 結構です。起立多数あります。

よって、議案第6号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第2号から第5号まで、議案第7号から第9号まで、議案第16号及び第17号、議案第20号、議案第27号から議案第29号までの13件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第5号まで、議案第7号から第9号まで、議案第16号及び第17号、議案第20号、議案第27号から議案第29号までの13件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第37号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則

○議長 日程第4、議案第37号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の提案に係るものですので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は可決されました。

◎日程第5 報告第2号 監査報告について

報告第3号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第5、報告第2号 監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第2号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

最初の報告ですが、監査の対象は、市民生活部のくらし支援課、市民課、保険医療課、税務課及び江部乙支所を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成28年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では契約書等に使用する公印に誤りがあったこと、契約書の中でうたわれている別紙仕様書が添付されていないこと及び受注者から提出を要する書類が未提出であったこと、旅費、外勤命令関係では出張の旅行命令及び復命、外勤の命令及び復命において所属長の決裁印漏れや他の課の職員が出張する場合の命令、復命の合議漏れ等が散見すること、施設の使用許可関係では許可申請書の受付印、公印、押印、承認印の漏れや申請書の代表者氏名の記載がないものが散見すること、また後納されているのにもかかわらず、後納申請書が提出されていないことなどがあり、これらについては関係規程等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、工事監査報告ですが、監査対象工事については、建設部所管の平成29年度執行の工事のうち記載の7本の工事を対象に実施いたしました。

監査の期間と監査の主眼及び方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行、管理されていると認められますが、一部に改

善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約諸手続関係では変更契約書の表記が現契約の内容と一致していなかったこと、また契約書に別記の表記があったにもかかわらず、別記が添付されていなかったこと及び受注者から提出された下請負人選定通知書の内容と施工計画書の下請負人が一致していなかったこと、成果品関係では各種関係書類において発注者側及び受注者側の押印漏れ、日付の記載漏れ等が散見したことなどがあります。これらについては関係規程等に基づき適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導いたしました。なお、監査の過程において、軽易な事項についてはその都度直接担当者に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、内容は省略いたします。

以上で報告第2号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第3号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成29年10月分から12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査の期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでしたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、旅費の算出誤り及び物品購入の支出科目誤りがあったことについて講評において指導したほか、検査の過程において軽易な事項についてはその都度直接担当職員に是正または適正な処理方を指導、助言しておりますので、内容は省略いたします。

以上で報告第3号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それではまず、定期監査報告書の報告第2号についてですが、監査の結果の附帯説明で出された内容が大変多いというふうに私感じました。それで、監査事務局でこれを調べた結果これだけ出てきたということですが、この定期監査報告書のための作業等は、作業等と言ったらあれですね、作業は具体的に何人で、事務局の方全員でやられているというふうには思いますが、何人で何日かけて行われたのかということをお伺いをいたします。

2点目、工事監査についてですが、これについては下請の名簿が一致をしなかったということですでの、どの工事で一致をしなかったのか、またこの場合の下請は第何次下請まで、それぞれ何社だったのかということでお伺いいたします。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまの清水議員のご質疑ですが、まず1点目の監査の体制でございますが、4人で約二月かけて審査をしております。

それから、2番目の工事監査につきましては、まず下請の工事が一致していないというのにつきましては緑町団地の建てかえ工事第2期工事、5号棟の工事でございます。それから、下請につき

ましては2次下請の分までということで一致していなかったという状況でございまして、ちょっと件数については把握をしておりません。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、定期監査報告なのですけれども、添付すべき仕様書なり別紙なりが添付されていないというようなことを含めて、2カ月かけてそれがわかるということで、こればかりで2カ月を過ぎていたということではないと思うのですが、延べ何時間とか、そんなことでちょっとお聞きできればなど。なぜ聞くというかといえば、やはり定期監査報告を受けるということはその定期監査報告の書類をまとめて監査事務局にお渡しをすると。そのときに監査事務局が仮に延べ100時間かけたとすれば、それを原課のほうでそれと同じ作業をやれば、監査事務局の役割はないということもあり得ますが、しかしこれだけたくさんのものが出てくるということについてやはり今後の教訓としなければならないということで、延べ何時間ということで概算をお伺いしたいと思います。

工事監査については、今下請名簿というのは大変重要な意味を持っていると。つまり公共工事では社会保険に入っていない会社は除外するという規定があるわけです。そういう点で、その下請名簿には社会保険に加入しているとかしていないとかさまざまなことが記入されているわけです、単なる名前だけでなく。だから、この場合の一貫していなかったというのは、リストには○○株式会社というのが例えばバツバツ株式会社ということで名前はずれていたと。しかし、添付されている下請のいろんな明細が書かれた、社会保険だとか資本金だとか、そういった、従業員数だとか、そういうのは一致していたけれども、リストだけ違っていたとか、あるいは両方とも違っていたとか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 監査事務局長。

○監査事務局長 ただいまのご質疑、再質疑なのですが、まず定期監査の実際にかけた時間数といいますか、2カ月間びっちり担当職員が見ているわけではなくて、その間当然例月現金出納検査の審査もございますし、またほかの行事といいますか、いろんな形でやっていますので、ちょっと時間数、その職員がびっちり一日かけているのかどうかも含めて単純に二月間の日数から例月現金の審査を除いた日数掛ける1日の時間というのですか、そちらの時間をかけていると思われます。正確な時間というのは今ちょっと算出はしていませんけれども、それから工事監査の下請の関係でございますけれども、これあくまでも下請、先ほど説明したとおり、下請の選定名簿と業者から出された下請の名簿と実際の施工計画書が一致していないということで、それについて下請、受注者側の業者からの届け出が漏れていたということでございます。特にその中身については社会保険云々という形ではちょっと確認はしておりません。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 工事監査ですけれども、ただいまのご答弁では社会保険についてまでは確認をしていなかったということですが、やはりかなりきつい今の制度なのです。社会保険に入っていない会社は公共事業を受注できないという、仮にそこに発注したら罰則があるかどうかわかりませんが、そ

れに対する、要するにそれは違法行為になるわけです。施工計画書というのがまさにそれが記載されているもので、そこに書いてあった下請の名前が間違っていたと。漏れていたという表現をされましたかが、漏れていたのと間違っていたのでは全然違うことですが、要するにそういう法令違反があつたかなかつたかということを確認するために社会保険加入という要件で、漏れていた、間違つていた、それはわかりましたと。では、本当の下請、AではなくてBでしたという、このBが社会保険に加入していたかということまでは確認はしていないということなのか、新たな正しい下請は確認はしたけれども、それ以上の社会保険等の確認まではしていなかつたということなのかお伺いいたします。

○議長 建設部長。

○建設部長 今回の監査の指摘された件につきましては、施工計画台帳がある。それに対して実際の現場動き出すときに、下請選定通知が出たときに若干そこにおいて時間があるがために施工、下請がかわつたということで台帳は出してきたのですけれども、その段階で当初出てきた施工計画の台帳と下請選定通知が違つていていたということで今回指摘を受けた件で、本来であればかわつた段階であれば施工計画のほうも変えなければならなかつたのですけれども、そこにおいては失念していたというような現状で、我々としては今後においても的確に対応していくたいということで監査のほうにも所管としては報告させていただいたところでございます。下請選定通知においては、枠等の中には保険関係も入っているか、建設業法にのつとった会社ということで下請選定に入ってきますので、当然ながらそういう保険関係も記載されているというような台帳になっておりますので、今議員が言られたような件についてはちゃんと確認されているというところでございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号及び報告第3号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の待遇改善と雇用安定に関する要望意見書

意見書案第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める要望意見書

意見書案第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める要望意見書

意見書案第4号 所有者不明の土地利用を求める要望意見書

○議長 日程第6、意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の待遇改善と雇用安定に関する要望意見書、意見書案第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める要望意見書、意見書案第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める要望意見書、意見書案第4号 所有者不明の土

地利用を求める要望意見書の4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案4件についてご説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第2号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、国土交通大臣であります。

意見書案第3号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、国土交通大臣であります。

意見書案第4号、所有者不明の土地利用を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、法務大臣、農林水産大臣、総務大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第4号の4件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第7、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とするこ

とに決しました。

ここで帰任職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議長 市長から発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 本定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

3月5日に開会されましたこの第1回定例会でございますが、本日までの19日間、議員各位におかれましては、特別委員会を設置するなど、私どもが提案させていただきました議案につきまして積極的に、精力的にご議論、ご審議賜りました。ただいまいずれも可としてご認定いただきましたことに改めてお礼と感謝申し上げる次第でございます。定例会中いただきましたさまざまなご意見等々踏まえながら、これから予算執行に当たるつもりでございますので、今後ともよろしくご指導お願い申し上げまして、本定例会閉会に当たりましてのご挨拶とします。

大変ありがとうございました。

◎閉会宣言

○議長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時44分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員